○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第二十一号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

一　平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第三号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第二十条第十項又は第二十二条の二十三第十項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）

二　平成十九年総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号（租税特別措置法施行令第五条の三第十四項第三号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第五条の六第四項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）

三　平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号（租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第五号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第二十条第十二項又は第二十二条の二十三第十二項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）

四　平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号（租税特別措置法施行令第五条の三第十四項第五号イに規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第五条の六第六項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を定めた件）

○総務省、文部科学省告示第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び解散」を「、解散及び合併」に改める。

第一中「地方独立行政法人の設立の」を「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の」に、「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）」を「、法」に改め、同第一号中「公立大学法人」の下に「（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）」を、「公営企業型地方独立行政法人」の下に「（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同号㈤中「価格」を「価額」に改める。

第三の次に次のように加える。

第四　地方独立行政法人の合併を認可する場合

地方独立行政法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一　業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。

二　地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。）の合併については、次に定める基準に適合していること。

㈠　吸収合併（法第百八条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続法人（法第百八条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）の定款の変更が第一の一に定める基準に適合していること。

㈡　新設合併（法第百十二条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併設立法人（法第百十二条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の定款が第一の一に定める基準に適合していること。

三　公立大学法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

㈠　吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第二の三に定める基準に適合していること。

㈡　新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第一の二に定める基準に適合していること。

四　公営企業型地方独立行政法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

㈠　吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第一の三に定める基準に適合していること。

㈡　新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第一の三に定める基準に適合していること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省、農林水産省、国土交通省告示第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項第一号及び第二号並びに第二十八条の九第十四項第一号及び第二号の規定に基づき、半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件（平成二十五年総務省、農林水産省、国土交通省告示第一号）及び離島振興対策実施地域等における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件（平成二十五年総務省、農林水産省、国土交通省告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏